

紙の定款の認証嘱託に必要な書類，費用

- 1 ① 発起人Aが紙の定款を作成し，同人が定款の認証嘱託をする場合，Aの印鑑登録証明書（発行後3か月以内のもの，以下同じ）と実印（又は運転免許証等。ただし，発起人の住所・氏名・押印の正確性の確認のため，実務上は印鑑登録証明書を提出していただいています）
 - ② 発起人Aが定款を作成し，代理人Bに定款の認証嘱託を委任する場合，
① AのBに対する定款認証嘱託委任状（Aの実印を捺印）とAの印鑑登録証明書，② Bの印鑑登録証明書と実印（又は運転免許証等）。
 - ③ 発起人Aが代理人Cに定款の作成を委任し，Cが定款の認証嘱託を行う場合，① AのCに対する定款作成等委任状（Aの実印を捺印。同委任状に定款を添付しAの実印で契印）とAの印鑑登録証明書，② Cの印鑑登録証明書と実印（又は運転免許証等）。
 - ④ 発起人Aが代理人Cに定款の作成を委任し，Cが代理人Dに定款の認証嘱託を委任する場合，① AのCに対する定款作成等委任状（Aの実印を捺印。同委任状に定款を添付しAの実印で契印）とAの印鑑登録証明書，② CのDに対する定款認証嘱託委任状（Cの実印を捺印）とCの印鑑登録証明書，③ Dの印鑑登録証明書と実印（又は運転免許証等）。
 - ⑤ 発起人会社Eが代理人Fに定款の作成を委任し，Fが代理人Gに定款の認証嘱託を委任する場合，① EのFに対する定款の作成等委任状（Eの実印を捺印。同委任状に定款を添付しE実印で契印）とEの登記事項証明書（現在事項全部証明書等，発行後3か月以内のもの）と代表者の印鑑証明書，② FのGに対する定款の認証嘱託委任状（Fの実印を捺印）とFの印鑑登録証明書，③ Gの印鑑登録証明書と実印（又は運転免許証等）。
- 2 定款3通（公証役場用原本，会社用原本，登記申請用謄本）
 - 3 4万円の収入印紙
 - 4 定款認証手数料5万円（株式会社・特定目的会社の資本金100万円未満3万円、300万円未満4万円）
 - 5 定款の謄本交付手数料2000円程度（用紙1枚につき250円）